



国自安第 229 号

認 定 書

株式会社東京都江戸川トラック協会  
代表取締役 森本 勝也 殿

平成 29 年 12 月 21 日付けをもって認定申請のあった講習については、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 9 第 3 項、第 48 条の 4 第 1 項、第 48 条の 5 第 1 項及び第 48 条の 12 第 2 項並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 3 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の規定に基づき、認定する。

平成 30 年 3 月 5 日

国土交通大臣 石 井 啓

